

<新旧対照表>

※ は改正部分を示す。

改 正 後	現 行	摘 要																																																	
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 第 30 条に基づく認定に係る技術的審査 令和 7 年 4 月 1 日 適用 1. 住宅の技術的審査料金 - 住宅の技術的審査料金は下記の料金表によります。 - 一戸建て住宅を設計住宅性能評価、省エネ適合性判定、低炭素認定技術的審査、贈与税の非課税措置に係る住宅性能証明のいずれかと当社に当該技術的審査の併願申請をする場合（当該適合すべき基準の確認できる場合に限る。）、料金は6,000円（消費税込）になります。 - 変更に係る評価料金は、下記料金の半額になります。 - 再発行料金は1通につき3,000円（消費税込）になります。 - 料金は、状況により改定する場合があります。 - その他、詳細につきましては、お問い合わせください。 （単位：円 消費税込） <table><tr><td rowspan="2">一戸建て住宅</td><td>200㎡以下</td><td>40,000</td></tr><tr><td>200㎡超～500㎡以下</td><td>60,000</td></tr><tr><td colspan="2">共同住宅・長屋住宅等</td><td>別途見積りとします</td></tr></table> 2. 非住宅ほかの評価料金 - 別途見積りとします。	一戸建て住宅	200㎡以下	40,000	200㎡超～500㎡以下	60,000	共同住宅・長屋住宅等		別途見積りとします	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 第 35 条又は第 41 条に基づく認定に係る技術的審査 1 住宅の技術的審査料金は表 1、表 2 によります。 ※ 1 表 1、表 2 の併願申請とは、当社に当該技術的審査申請と併せて設計住宅性能評価、長期優良住宅認定技術的審査、低炭素認定技術的審査、贈与税の非課税措置に係る住宅性能証明で、省エネルギー性のうち一次エネルギー消費量等級で審査を行うものの他（同様な技術的審査を行うもの）のいずれかを申請される場合です。 ※ 2 変更認定申請に係る料金は表 1、表 2 の額の半額です。 ※ 3 再発行料金は1通につき 2,200 円（消費税込）です。 表 1 住宅（一戸建ての住宅）（単位：円 消費税込） <table><tr><td rowspan="2">延べ床面積</td><td colspan="2">料 金</td></tr><tr><td>単独申請の場合</td><td>併願申請の場合 ※1</td></tr><tr><td>200 ㎡未満</td><td>36,000</td><td>10,000</td></tr><tr><td>200 ㎡以上</td><td>40,000</td><td>10,000</td></tr></table> 表 2 住宅（共同住宅等）（単位：円 消費税込） <table><tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="2">料 金</td><td rowspan="2">併願申請の場合 ※1</td></tr><tr><td colspan="2">単独申請の場合</td></tr><tr><td rowspan="6">共同住宅等</td><td rowspan="3">住戸のみ</td><td>基本料金 (a) 4 戸以下</td><td>81,000</td><td>(a) + (e) × 戸数</td><td rowspan="3">左記料金の 2 分の 1 の額</td></tr><tr><td>基本料金 (b) 15 戸以下</td><td>102,000</td><td>(b) + (e) × 戸数</td></tr><tr><td>戸数単価 (e)</td><td>4,000</td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">建物全体</td><td>基本料金 + 共用部分 料金 (c) 4 戸以下</td><td>122,000</td><td>(c) + (e) × 戸数</td><td rowspan="3">左記料金の 2 分の 1 の額</td></tr><tr><td>基本料金 + 共用部分 料金 (d) 15 戸以下</td><td>183,000</td><td>(d) + (e) × 戸数</td></tr><tr><td>戸数単価 (e)</td><td>4,000</td><td></td></tr></table> ※ 4 戸数が 16 戸以上となる場合は別途お問い合わせください。 ※ 5 1 住戸のみ申請される場合、表 1 の一戸建て住宅の額とします。 2 非住宅については、別途見積りとします。	延べ床面積	料 金		単独申請の場合	併願申請の場合 ※1	200 ㎡未満	36,000	10,000	200 ㎡以上	40,000	10,000			料 金		併願申請の場合 ※1	単独申請の場合		共同住宅等	住戸のみ	基本料金 (a) 4 戸以下	81,000	(a) + (e) × 戸数	左記料金の 2 分の 1 の額	基本料金 (b) 15 戸以下	102,000	(b) + (e) × 戸数	戸数単価 (e)	4,000		建物全体	基本料金 + 共用部分 料金 (c) 4 戸以下	122,000	(c) + (e) × 戸数	左記料金の 2 分の 1 の額	基本料金 + 共用部分 料金 (d) 15 戸以下	183,000	(d) + (e) × 戸数	戸数単価 (e)	4,000		
一戸建て住宅		200㎡以下	40,000																																																
	200㎡超～500㎡以下	60,000																																																	
共同住宅・長屋住宅等		別途見積りとします																																																	
延べ床面積	料 金																																																		
	単独申請の場合	併願申請の場合 ※1																																																	
200 ㎡未満	36,000	10,000																																																	
200 ㎡以上	40,000	10,000																																																	
		料 金		併願申請の場合 ※1																																															
		単独申請の場合																																																	
共同住宅等	住戸のみ	基本料金 (a) 4 戸以下	81,000	(a) + (e) × 戸数	左記料金の 2 分の 1 の額																																														
		基本料金 (b) 15 戸以下	102,000	(b) + (e) × 戸数																																															
		戸数単価 (e)	4,000																																																
	建物全体	基本料金 + 共用部分 料金 (c) 4 戸以下	122,000	(c) + (e) × 戸数	左記料金の 2 分の 1 の額																																														
		基本料金 + 共用部分 料金 (d) 15 戸以下	183,000	(d) + (e) × 戸数																																															
		戸数単価 (e)	4,000																																																